

忌中と忌服について

令和元年九月十七日

於加茂法話会

一、忌中とは、家族が亡くなってから四十九日間、喪に服し、慎んでいる期間。祭りなどへの参加は自粛して、自宅にこもって過ごした。・忌中(きちゅう)：四十九日の法要まで、神式では五十日祭とされる・忌服は忌中・喪中(もちゅう)を含む一年間の事。

二、元文元年(1736年)忌中の慣例は、門戸を閉じ、魚肉を食せず、酒を飲まず、髭髪(しはつ)を剃(そ)らず、賀せず、弔せず、音楽をなさず、嫁娶(かしゆ)せず、兄弟財を分かつたずをもつて法とした。これがいわゆる武家制。

三、親族の者が死亡したとき、一定の期間忌(い)み慎みの生活をする事。忌(き)は穢(け)がれを忌(い)むこと。服は喪服(そうふく)の意。
忌と服との期間を定め、父母は忌五十日、服十三日、夫は忌三十日、服十三日、祖父母、養父母、夫の父母は忌三十日、服百五十日、妻は忌二十日、服九十日、嫡男の子、兄弟姉妹、伯叔父母は忌二十日、服九十日、となっている。
服忌令(ぶつきりよう)昭和二十二年に廃止されるまで機能していた服喪期間を定めた法令です。

忌服期間(忌引き)期間、東京都の職員の服務規程にある忌引の期間です。忌引休暇について

○配偶者(夫・妻) 期間十日 ○両親(父・母) 期間七日 ○実子(子ども) 期間五日

○祖父母 期間三日 ○兄弟姉妹期間三日

喪に服す期間

○続柄:父母、義父母 期間:十二ヶ月〜十三ヶ月 ○続柄:実子(子ども) 期間:三ヶ月〜六ヶ月

○続柄:祖父母 期間:三ヶ月〜六ヶ月 ○続柄:兄弟姉妹 期間:三十日〜三ヶ月

四、「神職服忌心得」の通達が出され、昭和二十四年から施行された。これによると、忌の期間は、父母、夫、妻、子は十日、祖父母、孫、兄弟姉妹は五日など、非常に短期間となり、服はその人の心得に任ずとされている。

五、忌服期間の心得

慶事などの華やかな席への出席は控える。身内の結婚式、出来れば、延期?

七五三は○×・安産祈願・成人式・神楽舞・神社は×・・・お寺は○

神社への参拝、祭事への参加も慎む。：神社への参拝、初詣しめ縄や門松、鏡もちなどの正月飾りは不用、おせち料理やお屠蘇も控えます。

喪中欠礼(年賀欠礼)状、喪中はがき、